

## 南幌町公設学習塾事業委託業務プロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、南幌町公設学習塾事業委託業務受託候補者を選定するために、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

南幌町公設学習塾事業委託業務。

#### (2) 業務の内容

別紙「令和5年度南幌町公設学習塾事業委託業務仕様書」のとおり。

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで。

#### (4) 委託契約限度額

令和5年度 4,737,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 委託事業者選定方法

企画提案書の公募によるプロポーザル方式。

### 4 参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 法人格を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 所得税又は法人税、消費税又は地方消費税、町税又は主たる事務所がある市町村の市町村税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法及び民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っているものではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定）に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者でないこと。
- (6) 過去に本業務に類似した学習環境の整備について、公設学習塾の運営実績があり専門的なノウハウと運営体制を有しているもの。

(7) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われている。

## 5 全体スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュールは以下のとおり。

| 内 容                      | 期間等                                     |
|--------------------------|---|
| 実施要領等の配布期間               | 令和5年3月7日(火)から令和5年3月17日(金)まで ※ホームページ上で公開 |
| 質問の受付                    | 令和5年3月7日(火)から令和5年3月13日(月)まで             |
| 質問の回答日                   | 回答は随時本町ホームページ上で公開<br>※令和5年3月14日(火)最終更新  |
| 参加表明書の受付期間               | 令和5年3月7日(火)から令和5年3月17日(金)まで             |
| 参加資格承認の可否通知              | 令和5年3月20日(月)                            |
| 企画提案書受付期間                | 令和5年3月22日(水)から令和5年4月21日(金)まで            |
| 選定委員会(書類・プレゼンテーションによる審査) | 令和5年5月8日(月)                             |
| 選定結果通知                   | 選定委員会終了後に、ヒアリングを実施した事業者に対して通知する         |

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 受付期間

令和5年3月7日(火)から令和5年3月13日(月)17時まで(必着)。

### (2) 提出方法

質問票(様式4)に記入の上、受付期間内に電子メールにて提出すること。  
この期間以外の質問は受け付けない。

※送信後は必ず送信した旨の電話連絡をすること(土、日、祝日を除く、平日8時30分から17時まで)。

### (3) 質問への回答

受け付けた質問に対する回答は随時本町ホームページに掲載する。

※最終回答更新予定日 令和5年3月14日(火)

## 7 参加表明書の受付について

### (1) 受付期間

令和5年3月7日(火)から令和5年3月17日(金)17時まで(必着)。

### (2) 提出方法

提出書類は持参により提出すること。

### (3) 提出書類

- ①公募型プロポーザル参加表明書。
- ②関係資料提出表紙。
- ③プロポーザル参加誓約書(様式1)。
- ④会社概要調書(様式2)。
- ⑤定款。
- ⑥登記事項全部証明書(3か月以内に発行されたもの。写し可)。
- ⑦前事業年度の国税(税務署が発行するもの)及び地方税(道税事務所、振興局、市町村が発行するもの)の未納のない納税証明書。

### (4) 提出部数

各1部

### (5) 提出先

南幌町教育委員会 生涯学習課 学校教育グループ  
〒069-0237 北海道空知郡南幌町栄町3丁目3-1

## 8 参加資格承認

参加資格承認可否の連絡は、令和5年3月20日(月)に参加表明関係書類表紙に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知し、原本は郵送する。

## 9 企画提案書等の提出について

### (1) 提出方法

提出書類は持参により提出すること。

### (2) 提出書類

- ①企画提案書(任意様式)。
- ②参考見積書(様式3)、参考見積内訳書(任意様式)
- ③直近決算期における財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書など)。
- ④企画提案書を補足するための説明資料(任意様式、A4サイズ)。

### (3) 提出部数

各1部、副本12部

#### (4) 注意事項

- ①様式に書ききれない事業実績がある場合は主なものを記載すること。
- ②参考見積書には、参考内訳書（任意様式）を添付すること。

#### (5) 受付期間

令和5年3月22日（水）から令和5年4月21日（金）まで。

（土、日、祝日を除く、平日8時30分から17時まで）

※令和5年4月21日（金）17時必着。

#### (6) 提出先

南幌町教育委員会 生涯学習課 学校教育グループ

〒069-0237 北海道空知郡南幌町栄町3丁目3-1

### 10 事業者の選定手順

事業者の選定手順は以下のとおりとする。

#### (1) 審査方法

町は関係書類の審査に当たり、町が設置する南幌町公設学習塾事業委託業務受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、必要な審査を実施する。

選定委員会では、提出された企画提案書等の関係書類について、評価基準に基づき審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

#### (2) 書類・プレゼンテーションによる審査

企画提案についてのプレゼンテーションを経て、下記11で示す評価基準に基づいて評価のうえ、交渉権の順位を決定する。

- ①実施日 令和5年5月8日（月）
- ②会場等 詳細については別途連絡する。
- ③出席者 3名以内
- ④発表等 提案者からのプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答を行う。なお、パソコン等を用いる場合、プロジェクター、スクリーン及び電源は準備するが、それ以外（パソコン、レーザーポインター等）は持参すること。

#### (3) その他

- ①選定委員会は非公開とし、審査結果については後日、ホームページ上で公開する。
- ②提案内容を精査、調整した上で、最終的な契約内容、契約金額を決定する。

### 11 評価基準

評価にあたっては、「評価基準表」により行うこととし、プレゼンテーション

を実施し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。選定委員は評価基準に基づく審査及び評価点を付すこととし、委員ごとに評価点を集計して順位付けした結果、1位が一番多かった提案者を優先交渉権者とする。また、1位の委員が同数であった場合は、評価点の合計が多い提案者を優先交渉権者とする。

南幌町公設学習塾事業委託業務プロポーザル評価基準表

| 評価項目          | 評価事項   | 評点<br>(配点) |
|---------------|--|------------|
| 業務内容の理解・考え方   | 事業の目的を理解し、業務実施にあたっての方針が立てられているか                      | 10         |
| 事業者の信頼度、意欲、熱意 | 提案内容・説明に矛盾はないか                                       | 5          |
|               | 取り組み意欲・熱意は十分か  | 5          |
| 提案内容の的確性      | 業務実施手順や指導内容は妥当かつ、事業目的が達成できると見込まれる有効性の高い実施方法が提案されているか | 10         |
|               | 個に応じた指導方法等の工夫がなされているか                                | 10         |
|               | 学習意欲の向上に対する工夫が計画されているか                               | 10         |
|               | 基礎学力の向上、家庭学習の定着のための教材、資料等が提案されているか                   | 10         |
| 業務遂行能力、執行技術力  | 業務遂行体制（従事する講師の質、人員体制）は妥当か                            | 10         |
|               | 本業務を遂行するために必要な知識、経験を有しているか                           | 10         |
|               | 本業務を適切に管理し、必要に応じ改善できる体制となっているか                       | 10         |
|               | 小中学校及び教育委員会との連携の重要性の認識と取り組む体制はあるか                    | 10         |
|               | 事業の実績や効果、課題等を分析し、評価することができるか                         | 10         |
| 参考見積額         | 本業務に見合った額で積算されているか                                   | 5          |
| 合 計           |  | 115        |

## 12 契約手続き

町は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と本事業の契約締結協議を行い、協議が整った場合には、南幌町財務規則等に従い、契約を締結する。

- (1) 交渉権第1位に選定された事業者は、業務内容や契約条件を協議のうえ、あらためて見積書を提出し契約に向けた交渉を行うが、合意に至らなかった場合や、事業者が辞退した場合、また下記13の参加事業者の失格に該当することが判明した場合は、交渉権第2位の事業者と同様の手続きを行うものとする。以下、同様とする。
- (2) 優先交渉権者と業務内容や契約条件について協議を行い、業務仕様書を確定させた後、見積合わせを行い、当該年度の予算の範囲内で契約を締結することとする。

### 13 参加事業者の失格

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合。

### 14 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) その他、この要領に記載のない事項については、必要に応じて協議の上、町が定める。

### 15 担当部局（問合せ先）

南幌町教育委員会 生涯学習課 学校教育グループ（担当：砂田）

〒069-0237 北海道空知郡南幌町栄町3丁目3-1

電話 011-378-6620（代表） FAX 011-378-6630

電子メールアドレス [g-gakkou@town.nanporo.hokkaido.jp](mailto:g-gakkou@town.nanporo.hokkaido.jp)